

東京通信大学における公的研究費の使用に関する行動規範

2018年 4月1日制定

2021年12月9日改定

東京通信大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」平成19年2月15日付（令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

- 1 公的研究費の使用に当たっては、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める諸規程、その他関係法令等を遵守する。
- 2 公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、適正かつ計画的・効率的な使用に努めるものとする。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 4 事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 研究員及び事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保するため、別に定める公的研究費不正防止計画をふまえて行動する